第2次練馬区男女共同参画計画

~男女がともに輝くねりまをめざして~

平成 18 年度(2006 年度) ~ 平成 22 年度(2010 年度)

練 馬 区

第2次練馬区男女共同参画計画策定に当たって

練馬区では、昭和60年(1985年)に「練馬区婦人行動計画」を策定して以来、平成3年(1991年)、平成8年(1996年)の2度にわたる計画改定を経て、平成13年(2001年)から「練馬区男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に係る各種施策を推進してきました。この間、昭和62年(1987年)に「練馬区立婦人会館(現練馬女性センター)」開館、平成3年(1991年)には専管組織として女性課(現人権・男女共同参画課)を設置するなど、着実に歩みを進めてきたところです。

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の定義および基本理念が示されました。また、その基本理念にのっとって男女共同参画社会の形成の促進を図る責務が、自治体にも課されました。このたび、第2次練馬区男女共同参画計画の策定に当たり、私たち練馬区が何をめざすのか、どのような立場を基本とすべきなのかを議論するところから始めました。そして、男女共同参画社会基本法の理念を練馬区において実現するという立場を、改めて区として確認いたしました。

ここに、練馬区新長期計画と第2次練馬区男女共同参画計画が揃ってスタートいたします。練馬区新長期計画では、「うるおい・にぎわい・支えあい」ともに築く わがまち練馬」を目標に、心の豊かさを実感できるまちをめざします。この第2次練馬区男女共同参画計画によって、男女に関わらず「わがまち練馬」に愛情と誇りを持っていただけるよう、法の理念に沿った施策を推進してまいります。どうぞ、区民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、190余りにのぼる数多くの事業のご提案をはじめとして、貴重なご提言をいただいた練馬区男女共同参画推進懇談会の皆様、ならびに、ご意見を賜りました区議会および区民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成18年3月

練馬区長 志村 豊志郎

目 次

◇計画策定の背景	1
◇基本理念	3
◇計画の概要	4
◇事業計画一覧	6
◇目標別事業計画	
I男女平等の意識づくり	9
1男女平等教育の推進	
2 学びあう生涯学習の推進	
3生活の中での男女平等意識の普及	
4情報の判断力の向上	
Ⅲ誰もが働きやすい就業環境と女性の活躍支援	15
1 就労における男女平等	
2仕事と家庭の両立支援	
3 女性のエンパワーメント(能力開化)とチャレンジ支援	
(1) 地域コミュニティへの参画	
(2) 政策・方針・企画への参加・参画	
(3) 女性の活動支援拠点としての女性センター	
Ⅲ健康・安全の支援と女性に対する暴力対策	21
1生涯を通じた健康支援	
2女性に対するあらゆる暴力の根絶	
3女性の視点による安全・防災対策	
IV自立を支える社会環境の整備	27
1自立して支え合う家庭の尊重	
2 高齢者の自立支援	
3障害者の自立支援	
4ともに生きるまちづくりの推進	
V施策を進めるための体制づくり	31
1 施策推進体制の整備	
2区民参加による推進	
3国・都・民間等との連携	

35

◇資料

(空ページ)

◇計画策定の背景◇

1 世界の動向

女性の地位向上のため、国連は昭和50年(1975年)を「国際婦人年」、それに続く 10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和54年(1979年)の第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」(女子差別撤廃条約)を採択しました。その後、昭和60年(1985年)の「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議で、各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議(北京)では「北京宣言」および12の重大問題領域と目標を掲げた「行動綱領」が採択され、男女平等のための取組は世界規模で進められてきました。

平成12年(2000年)の国連特別総会「女性2000年会議」では「成果文書」が採択され、「北京行動綱領」のさらなる実施に向けて、各国政府などが取るべき行動が提言され、平成17年(2005年)2月の第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」で、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

2 国の動向

わが国においても、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動して、昭和52年(1977年)の国内行動計画の策定以来、平成8年(1996年)の「男女共同参画2000年プラン」まで4度にわたる行動計画の策定、女子差別撤廃条約やILO第156号条約(家族責任条約)の批准および男女雇用機会均等法や育児・介護休業法制定等の法制度の整備など、さまざまな取組が進められてきました。

しかし、男女平等の実現がいまだ不十分であり、少子高齢化等の社会状況の変化に対応していく上でも男女共同参画社会の実現がわが国社会にとって最重要課題であるとし、平成11年(1999年)に男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)が制定されました。基本法では男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現をめざして、男女共同参画社会の形成に関し基本理念と国、地方公共団体、国民の責務などが定められています。

平成12年(2000年)には基本法に基づき、国連特別総会「女性2000年会議」の「成果文書」や政府の男女共同参画審議会の提言を踏まえ、「男女共同参画基本計画」が策定され、女性研究者を増やす等の新たな取組分野を加えた改定が平成17年(2005年12月)に行われました。

最近では、平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、昨年、法の対象範囲を拡大する等の改正が行われました。

3 練馬区における取組

練馬区では、男女平等の実現のため、女性問題解決の基本方針として昭和60年(1985年)に「練馬区婦人行動計画」を策定しました。平成3年(1991年)にその改定を行い、平成8年(1996年)には「練馬区第3次女性行動計画」を策定しました。

その後、平成11年(1999年)の基本法の制定を受け、平成13年(2001年)に 女性に対する暴力への対応を盛り込んだ「練馬区男女共同参画計画」を策定し、区独自に 配偶者等の暴力から逃れる女性の保護を行うなどの施策を推進してきました。

このたび、「練馬区男女共同参画計画」の計画期間の終了を受けて、引き続き「第2次練馬区男女共同参画計画」を策定し、基本法が定義する男女共同参画社会の形成に向けて、 区の各部署が連携して総合的に施策を推進することとしました。

4 練馬区男女共同参画推進懇談会提言

平成16年6月24日付けで、練馬区長から練馬区男女共同参画推進懇談会(注1)会 長に、練馬区男女共同参画計画改定に係る提言について依頼を行いました。

これに対して、懇談会から平成17年3月24日付けで「「練馬区男女共同参画計画の改定に向けての提言」が提出されました。

区では、練馬区男女共同参画施策推進会議(注2)で、提言のIからVまでの目標の柱立てを受け、提言の196事業について必要度と実行可能性を検討しました。さらに、国の男女共同参画基本計画の改定動向等を勘案し、計画事業として104事業を策定しました。

なお、練馬区男女共同参画計画は、区の基本的立場を確認した結果、男女共同参画社会 基本法の理念を練馬区において実現するためのものという立場を明確にすることとしました。

- (注1)練馬区男女共同参画推進懇談会:区が男女共同参画施策についての区民意見を聞くために設置した常設の懇談会。公募区民、関係団体推薦者、学識経験者から構成される。定数20人。
- (注2) 練馬区男女共同参画施策推進会議:助役および関係本部長・部長による区の内 部の審議機関

◇基本理念◇

男女共同参画社会とは男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、政治や経済、地域、家庭など社会のあらゆる分野において共に参画し、その成果と責任を分かち合う社会です。

練馬区男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法に則り、つぎの理念を練馬区において実現することをめざします。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別によって差別されず、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されることが必要です。

2 社会における制度または慣行についての配慮

社会の制度や慣行は、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会での活動の選択に対して中立でない影響を及ぼし、そのために男女共同参画社会の形成を妨げる要因となるおそれがあります。社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することが必要です。

3 政策等の立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、政策や方針の案の検討の段階からその決定の段階 までのすべての段階に、共同して参画する機会が確保される必要があります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族である男女が、相互に協力したり社会の支援を受けたりしながら、家庭生活でそれ ぞれに家族の一員としての役割を円滑に果たせるようにすることが大切です。そして、家 庭の外でも、同様に相互協力や社会の支援によって活動できるようにする必要があります。

◇計画の概要◇

1 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会の形成を推進するために、区の基本的な考え方を示すと共に、関連する区の施策を体系化したものです。
- (2) この計画を推進するための具体的な事業については、各年度の予算の中で明らかにしていきます。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。

2 計画の目標

基本理念に基づき計画を推進するため、この計画につぎの5つの目標を設定し、関係 部署の連携を図りながら、総合的に施策を推進します。

目標 I 男女平等の意識づくり

目標Ⅱ 誰もが働きやすい就業環境と女性の活躍支援

目標Ⅲ 健康・安全の支援と女性に対する暴力対策

目標IV 自立を支える社会環境の整備

目標V 施策を進めるための体制づくり

3 計画の期間

平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)まで

(空ページ)

◇事業計画一覧◇ 目標 課題 No. 事業 I男女平等の意識づくり 1 男女平等教育の推進 男女平等教育の推進 2 練馬区人権教育推進委員会での検討 3 男女平等教育のための指導資料の活用 人権教育・男女平等教育の研修会の充実 5 男女平等の視点にたった生活指導・進路指導の推進 6 学校長の判断による男女混合名簿の導入 7 校務分掌などにおける固定的性別役割分担の解消 8 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 2 学びあう生涯学習の推進 9 男女共同参画に関する講座等の実施 10 子育て学習講座の実施 11 区民企画・参画型講座の実施 12 さまざまな立場の人への学習機会の提供 13 生涯学習拠点の整備 14 自主学習への助言、学習相談の実施 3生活の中での男女平等意識の普及 15 広報紙等による情報提供 16 男女共同参画の正確な理解の浸透 17 啓発パンフレット等の発行 18 父母を対象とした子育てパンフレット等の発行 19 民生委員・児童委員を通した啓発 20 青少年委員、青少年育成地区委員等を通した啓発 21 有害環境の浄化運動の実施 22 「男女共同参画週間」事業の実施 23 区民意識意向調査の実施 4情報の判断力の向上 24 啓発パンフレット等による啓発 25 メディアに関する講座等の実施 26 学校教育における情報教育の実施 メディアにおける性差別についての是正方法の調査 Ⅱ誰もが働きやすい就業環境と女性の活躍支援 1就労における男女平等 28 就職・再就職および職業能力開発のための講座等の実施 29 就職・再就職および職業能力開発のための情報提供 30 起業・創業と後継者育成への支援 31 労働相談、職業相談等の実施 32 身近な場所での就労情報の提供 33 若者や女性の就労支援 34 法、制度の改正等の要望 2仕事と家庭の両立支援 35 次世代育成支援行動計画の推進 36 男女共同参画に関する啓発行事等 37 労働資料の収集および提供 38 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の普及定着のための事業主・区民への啓発 39 労働に関する講座等の実施 40 法、制度の改正等の要望 3女性のエンパワーメント (能力開化) とチャレンジ支援 41 町会・自治会等との協働の推進 42 協働による地区区民館の運営 43 NPO (非営利) 活動の支援 44 ボランティア休暇等、地域活動のための休暇制度の普及 (2) 政策・方針・企画への参加・参画 45 審議会等への女性の参画の促進 46 行政協力員への男女の均等な参画の確保 47 練馬区人材育成実施計画の推進 48 練馬区子育て支援行動計画の推進 49 職場内の慣行や男女の役割分担の見直し 50 職員の任用形態の多様化に関する諸制度の検討 51 職員研修の実施 (3) 女性の活動支援拠点としての女性センター 52 練馬女性センターを拠点としたネットワークづくりの促進 53 男女平等推進のための人材育成 54 参加体験型学習など、多様な講座方法の実施

56 練馬女性センターにおける情報の収集と提供機能の充実

55 大学、NPO等との交流・連携

57 女性相談の実施

目標 課題 No. 事業

Ⅲ健康・安全の支援と女性に対する暴力対策

- 1生涯を通じた健康支援
 - 58 健康づくりの支援
 - 59 摂食障害、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する知識の普及と健康支援
 - 60 妊娠・出産期における健康支援
 - 61 思春期や更年期等における健康支援
 - 62 正しい性知識の普及
 - 63 学校教育における性教育の実施
 - 64 エイズなど性感染症に関する知識の普及と健康支援
- 2女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 65 実態把握と施策の検討
 - 66 夫・パートナーからの暴力についての意識啓発
 - 67 売買春等性の商品化についての意識啓発
 - 68 セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発
 - 69 性犯罪、ストーカー等についての意識啓発
 - 70 区民相談の実施
 - 71 女性に対する暴力専門相談の実施
 - 72 女性相談の実施
 - 73 家庭相談の実施
 - 74 関係機関との連携
 - 75 女性および母子緊急一時保護施設の確保
 - 76 女性および母子緊急一時保護事業の実施
 - 77 加害者の更生プログラムについての研究、情報収集
- 3女性の視点による安全・防災対策
 - 78 地域防災計画の改定
 - 79 地域防犯·防火連携体制構築事業
 - 80 地域防犯·防火活動支援事業
 - 81 地域安全対策パトロール事業
 - 82 防犯·防火意識啓発事業

IV自立を支える社会環境の整備

- 1自立して支え合う家庭の尊重
 - 83 男性への働きかけ
 - 84 法、制度の改正等の要望
 - 85 ひとり親家庭の自立支援
- 2高齢者の自立支援
 - 86 高齢者の多様な社会参加の支援
 - 87 特定(虚弱) 高齢者の自立支援
- 3 障害者の自立支援
 - 88 障害者の就労・社会参加の推進
 - 89 地域で障害者を支える基盤づくり
- 4ともに生きるまちづくりの推進
 - 90 福祉のまちづくりの総合計画の推進
 - 91 普及・啓発等の推進
 - 92 だれもが利用しやすい施設等の整備

V施策を進めるための体制づくり

- 1 施策推進体制の整備
 - 93 男女共同参画施策推進会議による総合的推進
 - 94 男女共同参画の視点にたった、練馬女性センターの役割、名称等の見直し
 - 95 男女共同参画計画実施状況についての点検・評価の仕組みづくりの検討
 - 96 職員研修の実施
 - 97 男女共同参画の視点にたった区の施策全般についての点検方法の調査・研究
 - 98 区の施策全般に関する男女別統計の実施
- 2区民参加による推進
 - 99 練馬区男女共同参画推進懇談会の運営
 - 100 練馬女性センター運営委員会の運営
 - 101 施策の推進にあたっての区民や市民活動団体などとの協働の推進
 - 102 市民活動団体など自主的な活動をする団体に対する情報提供等の支援
- 3国・都・民間等との連携
 - 103 法、制度の改正等の要望(再掲)
 - 104 産業団体等との連携

(空ページ)

◇目標別事業計画◇

I男女平等の意識づくり

区民意識意向調査(平成16年7月)では、区民のうち、社会全体として男女平等であると感じている割合は17.8%であり、「男性のほうが優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」と感じている割合は66.8%でした。男性優遇と感じる割合は、平成12年時点の71.9%より減少していますが、練馬区民が生活している社会環境は、いまだ男女平等ではないと感じられているのが現状です。

また、上記調査で、「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定(「そう思う」「どちらかというとそう思う」)する区民の割合は、34.2%でした。特に60歳以上の男性では肯定する割合が高く、男女とも概ね年代が上がるほど肯定する割合が高い傾向にあります。このように、性別によって社会での役割を固定的にとらえる考え方は、年代とともに変化してきています。

区民が、自らの進む道をどのように考えるかは、本人の自由であることは言うまでもありません。しかし、「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的役割分担等を他に押し付けることは、男女のさまざまな社会活動への参画を妨げるおそれがあります。このため、男女共同参画社会基本法は、男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的役割分担等を見直す必要があるという問題意識に立っています。

練馬区も同様の問題意識に立ち、人権尊重を基盤にした教育、学習および啓発事業を通 して男女平等の意識づくりを行っていきます。

1 男女平等教育の推進

一人ひとりの人間を尊重する人権意識は幼少期から培われるものであり、学校教育は 家庭、地域と同様に、重要な人間形成の時期であることを十分に認識し、子どもそれぞ れの個性や能力を伸ばすことが必要です。

区では、男女の差を認めず画一的に同質化したり、「男らしさ」「女らしさ」をすべて 否定したりという誤った意味でのいわゆる「ジェンダー・フリー教育」(注)は、これま でも行っておらず、今後も行いません。

人権教育の一環として、男女がお互いの違いを認めつつ、尊重し合う男女平等教育を 推進します。

(注)ジェンダー:社会的性別。

一部に、画一的に男女の違いを無くし人間の中性化を目指すという意味で「ジェンダー・フリー」という用語を使用している人がいるが、男女共同参画社会はこのようなことを目指すものではない。

人間には生まれついての生物学的な性別(セックス)がある。一方、社会通念や慣習の中には、 人間の社会や文化によって作り上げられてきた「男性像」、「女性像」があり、人々は成長するに つれ、社会生活の中で期待される「男らしさ」、「女らしさ」を身に付けたり、「男にふさわしいと考えられる行動」、「女にふさわしいと考えられる行動」を行うようになる。このようにして形成された男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー)という。このような意味での「ジェンダー」は、国際的にも広く使われている。なお、「社会的性別」(ジェンダー)は、それ自体に良い、悪いの概念を含むものではなく、中立的な概念である。(内閣府通知より引用)

2 学びあう生涯学習の推進

男女が生涯にわたって人権と男女平等意識を育むことができるよう、学習の機会を設けます。

また、生涯学習活動を通じた仲間づくりや地域づくりなども行われるように、ともに 学びあう活動を支援します。これによって、女性の社会活動の場を広げるとともに、男 女が協力しながら学ぶことで男女共同参画意識の向上につなげます。

3 生活の中での男女平等意識の普及

男女共同参画社会は、長い伝統や文化などを失うことなく大切にしながら、男女の人権が侵される部分を改善すること、個性・能力を発揮する上での阻害要因を是正することなどにより実現されるものです。また、「男らしさ」、「女らしさ」の具体的な内容は多岐にわたっており、また、個人がどのように考えるかは自由ですが、特定の「男らしさ」、「女らしさ」を他人に押しつけることは避けなければなりません。このため、これらを踏まえて、男女共同参画の正確な理解の浸透を図ることが必要です。

家庭における男女の役割分担も、それぞれの家庭で家族が協力し合うことでそれぞれのスタイルを築いてゆくべきものです。区民意識意向調査(平成16年7月)では、男性が家庭や地域活動に積極的に参画するために必要だと思うことを聞きました。回答の多い順に「労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させる(37.5%)」「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める(36.8%)」「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合う(33.2%)」となっています。

このため一人ひとりが、生活の中で、考えたり家族で話し合ったりして男女平等意識 を育むことができるように情報提供や啓発を行います。

4 情報の判断力の向上

テレビや新聞・雑誌などのマスメディアの情報の中には、人権に対する配慮に欠けているものや固定的性別役割を強調するものも少なくありません。また、インターネット等の情報通信技術の進展により、個人が自分だけの考えを発信することも容易になり、人権侵害を引き起こす事例も見られます。

このため、メディアが発信する情報を取捨選択し、主体的に読み解き、自ら発信する 能力 (メディア・リテラシー) の向上のための支援をしていきます。情報が社会や自分 たちに与える影響について学習する機会として講座などの充実に努めます。

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
Ⅰ男女平等の充	1男女平等教育		男女平等教育の推進 男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させる男女平等教育を推進する。	教育指導課
意識づくり	育の推進	2	練馬区人権教育推進委員会での検討 校長、副校長、主幹、教諭の代表による人権教育推進委 員会において、人権教育・男女平等教育の推進について検 討する。	教育指導課
		3	男女平等教育のための指導資料の活用 男女平等教育を効果的に推進するため、練馬区人権教育 推進委員会報告書、指導事例集の一層の活用を図る。	教育指導課
		4	人権教育・男女平等教育の研修会の充実 ・人権教育研修会を実施する。 ・校長会、副校長会、主任、初任者研修会等において、人権教育、男女平等教育についての研修を実施する。	教育指導課
		5	男女平等の視点にたった生活指導・進路指導の推進 生徒が、ひとりの人間として希望をもって進路を決定す るための支援のあり方等を研究し、各校に広めていく。	教育指導課
		6	学校長の判断による男女混合名簿の導入 男女混合名簿は学校の実態に即して、学校長の判断で導入する。	教育指導課
		7	校務分掌などにおける固定的性別役割分担の解消 固定的性別役割分担意識に基づく役割分担がなされない よう徹底を図る。	教育指導課
		8	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 研修会の充実や相談担当の設置を行い、セクシュアル・ ハラスメント防止の徹底を図る。	教育指導課
	2学びあう生涯学習	9	男女共同参画に関する講座等の実施 練馬女性センターを中心に、男女共同参画に関わる講座 を実施し、区民の学習を支援するとともに関心を持つ区民 を広げる。	人権・男女共同参画課
	ど学習の推進	10	子育て学習講座の実施 男女共同参画社会形成の課題のひとつとして、子どもの 教育に関わるさまざまなことを学ぶための講座を行う。 P TA・保護者会等に委託して実施する。	生涯学習課

目標	課題	No.	事業および概要	担当課	
Ⅰ男女平等の意識づれ	2学びあう生涯学習	11	区民企画・参画型講座の実施 講座の企画・運営、実践を通し、男女が協力しながら進め方を学ぶことで、男女共同参画意識向上につなげる。 ・ねりまフォーラムの開催 ・女性センターフェスティバルの開催 ・委託講座、遊遊スクール、公民館サポーターズ講座	人権・男女共 同参画課 生涯学習課	
()	の 推 進	12	の制約を受けずに学習できるよう、機会の提供に努める。 ・ 各種講座や事業等における一時保育の実施	人権・男女共 同参画課 関係課	
		13	生涯学習拠点の整備 生涯学習センター(社会教育会館)を整備し、区民の学 習機会と場の提供の充実に努める。	生涯学習課	
		14	自主学習への助言、学習相談の実施 練馬女性センター図書・資料室において読書学習相談を 実施する。	人権・男女共 同参画課	
	3生活の中で	15	広報紙等による情報提供 男女共同参画に関わる情報を、区報・ホームページに掲載して、男女平等意識の普及を図る。	人権・男女共 同参画課	
	での男女平等意識	16	男女共同参画の正確な理解の浸透 男女共同参画社会についての基本事項の解説の広報等により、区民の正確な理解の浸透に努める。	人権・男女共 同参画課	
	息識の普及	の 普	17	啓発パンフレット等の発行 区民配布用啓発パンフレットの発行により、広く区民意 識の啓発に努める。	人権・男女共 同参画課
		18	父母を対象とした子育てパンフレット等の発行 出産や育児についての区民の知識の向上を図るために、 パンフレット等を配布し、子育てへの男女共同参画意識を 促進する。	健康推進課	
		19	民生委員・児童委員を通した啓発 民生委員・児童委員が、区民の相談、支援にあたる中で、必要な情報提供を行う。	地域福祉課	

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
I男女平等の	3生活の中で	20	青少年委員、青少年育成地区委員等を通した啓発 青少年の健全育成のために小学校区ごとに活動する青少年委員や区の出張所単位で活動する青少年地区委員会委員 等の活動を通じて、必要な情報提供を行う。	青少年課
意識づくり	の男女平等意	21	有害環境の浄化運動の実施 青少年の育成に悪影響を与える雑誌・ビデオ等自動販売 機の実態を調査する。	青少年課
	7意識の普及	22	「男女共同参画週間」事業の実施 国が定めた男女共同参画週間(6月23日~29日)に 合わせた啓発事業を行う。	人権・男女共 同参画課
	<i>×</i>	23	区民意識意向調査の実施 区が実施する「区民意識意向調査」を活用して、区民の 男女共同参画に関する意識と実態を調査する。	人権・男女共 同参画課
	4情報の判断	24	啓発パンフレット等による啓発 区民の情報に対する判断力の向上に資するために、基礎 知識などの情報提供を行うパンフレットを発行する。	人権・男女共 同参画課
	力の向上	25	メディアに関する講座等の実施 マスコミなどのメディアからの情報を無批判に受け入れ るのではなく、主体的に読み解き、自ら発信する能力(メ ディア・リテラシー)をつけることができるよう、講座等 を実施する。	人権・男女共 同参画課 関係課
		26	学校教育における情報教育の実施 学習指導要領に基づき、情報教育を実施する。	教育指導課
		27	メディアにおける性差別についての是正方法の調査 マスメディアによる自主審査組織への申立て方法や、法 務省の人権救済窓口などの動向を調査し、広報に努める。	人権・男女共 同参画課

(空ページ)

Ⅱ 誰もが働きやすい就業環境と女性の活躍支援

区民意識意向調査(平成16年7月)では、女性と仕事のかかわり方について、「子育ての期間は退職して育児に専念し、その後、再就職する」ことが望ましいと考える区民の割合が最も高く、47.1%でした。次いで、「子どもが生まれても、仕事を一生続ける」が15.4%でした。

男女共同参画社会基本法は、社会活動の選択の幅を広げ、男女のいずれもが多様な生き 方を選択できるようにすることを主眼としています。男女個人の役割を固定的に決め付け るのではなく、それぞれの個人・家族が主体的に考えていけばよいという考え方です。例え ば、女性が専業主婦を選択しても、職業に就いても、さらに仕事と家庭の両立をめざして も、それぞれが尊重されなければなりません。

このため、実際に多様な生き方を選択できるように、法制度の周知や情報提供、男性を 含めた働く人々や事業主への啓発、女性の潜在能力の発揮を支援する社会環境づくり等を 行っていく必要があります。

1 就労における男女平等

区民意識意向調査(平成16年7月)では、職場(労働の場)が男女平等であると感じている割合は16.3%であり、「男性のほうが優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」と感じている割合は67.1%でした。中でも、パート・アルバイト勤務の<u>場合</u>は、最も高い割合で76.7%の方が「男性優遇」と感じています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、年々法制度が整備されてきましたが、依然として雇用の場における男女の格差は存在しています。

このため、就労相談や情報提供を行ったり、法制度の周知を行ったりするなどの就業支援を行い、雇用の分野における男女の均等な機会と、意欲と能力に応じた均等な待遇の確保の進展を図ります。

2 仕事と家庭の両立支援

区ではすでに、練馬区次世代育成支援行動計画を策定して、父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの実現をめざしています。

練馬区次世代育成支援行動計画によりすべての子育て家庭に対する支援が行われていることを前提に、男女共同参画計画においては、仕事と家庭の両立を支援していきます。職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するとともに、働き方の見直しを進めるために、区民、区内の事業主、区内で働く人等に広く呼びかけを行います。同様の呼びかけを行う、国、東京都、近隣区等の行事の情報提供も含めて、それらとの連携を図りながら推進します。

3 女性のエンパワーメント(能力開化)(注1)とチャレンジ支援【新】

(注1) エンパワーメント:本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。能力を引き 出す側面に焦点を合わせる場合は「能力開化」、権限を与える側面に焦点を合わせる場合は「権 限付与」と言い換えることができる。(独立行政法人国立国語研究所「外来語」委員会)

(1) 地域コミュニティへの参画

暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、地域社会への住民参画が 重要です。

このため、さまざまな立場の区民による地域活動への参加促進を図るとともに、NPO (注2) などによる活動を通じて、各種の地域活動に男女が共に積極的に参画できるよう支援します。

(注2) NPO: Non Profit Organization の略称で、「非営利組織」、「非営利団体」などと訳される。福祉やまちづくり、環境保全など社会のさまざまな課題に主体的に取り組んでいる民間の組織や団体のこと。(練馬区 NPO との協働指針より)

(2) 政策・方針・企画への参加・参画

少子高齢社会の進展など社会経済状況の変化に応じて、区は、より一層生活者の視点に立った効率的で質の高い行政運営が求められています。また、公共分野への区民・ 事業者等の参加・参画が進展しており、区はますます透明で開かれた行政経営も求められています。

このため、区の審議会等への公募委員の参画を拡充し、生活者の視点を取り入れながら区民との協働による公共経営を行うこととしています。その際、特に女性委員の割合を高めるよう、積極的改善措置(注3)に努めます。

さらに、区職員に対しては固定的な性別役割分担から脱却した人材育成を図り、性別や家庭環境に関わらず職員の能力開発が図られる職場環境をめざします。

(注3) 積極的改善措置:自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法)

(3) 女性の活動支援拠点としての女性センター【新】

練馬女性センターは、女性の社会活動を促進し、女性の地位向上に資するとともに、 あわせて女性問題の解決に寄与することを目的とする施設として作られました。

このたび、施設の維持管理および貸出しを指定管理者に委ね、区は、練馬女性センターという場を活用して実施する事業そのものを担ってゆくこととしました。

今後は、女性のエンパワーメント(能力開化)と活動支援を通じて、一層、男女共同参画社会の形成を図る施設として充実をめざします。

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
■誰もが働き	1 就労におけ	28	就職・再就職および職業能力開発のための講座等の実施 施 練馬女性センターで、子育てで退職した女性等に対して、就労に役立つ講座等を行う。	人権・男女共 同参画課
きやすい就業	うる男女平等	29	就職・再就職および職業能力開発のための情報提供 練馬女性センターで、子育てで退職した女性等に対 して、就労に役立つ情報提供を行う。	人権・男女共 同参画課
就業環境と女性の活	,	30	起業・創業と後継者育成への支援 区の特性を活かした新しい産業の育成のため、コミュニティビジネスを支援する。また、創業者へは、中小企業診断士による相談や経営指導などの支援を行う。	商工観光課 経済課
活躍支援		31	労働相談、職業相談等の実施 勤労福祉会館において、労働者の労働条件、労災保 険などの労働福祉や労働運動に関することなどについ て、専門の労働相談員(東京都労働相談情報センター 池袋事務所の職員)が相談に対応する。	経済課
		32	身近な場所での就労情報の提供 池袋ハローワークの協力により、就労相談や職業斡 旋を行うワークサポートねりまを運営する。	経済課
		33	プーション(岩年労働者キャリア形成支援・相談事業)を行う。 ・青少年が学ぶことや働くことの意義を学習するための機会の提供や、社会参加への意欲を養うための(仮称)わかものスタート支援事業を行う。	経済課 生涯学習課
		34	法、制度の改正等の要望 男女間の格差を生じる労働慣行等に関し、機会を捉 えて必要な法、制度等の整備・充実を要望する。	人権・男女共 同参画課
	立支援 2 仕事と家庭の両	35	次世代育成支援行動計画の推進 ファミリーサポートセンター事業、保育サービス、 学童クラブ事業や放課後児童等の広場事業等の充実を 図るとともに、それらの事業の利用促進に努め、子育 てと仕事の両立支援を進める。	児童青少年部 計画調整担当 課

目標	課題		No.	事業および概要	担当課	
Ⅲ誰もが働き	2仕事と家庭		36	男女共同参画に関する啓発行事等 講演会等の各種啓発行事を実施することによって、 働き方の見直しや職場での固定的性別役割分担意識の 解消を図る。	人権・男女共 同参画課	
働きやすい就業環	ぬの両立支援		37	労働資料の収集および提供 労働問題に関わる基礎的知識や労働環境に関する情報の普及のために、勤労福祉会館で図書や資料の閲覧・貸出を行う。	経済課	
就業環境と女性の活			38	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の普及定着 のための事業主・区民への啓発 男女共同参画啓発パンフレットやねりま産業情報 (ペがさす)等による情報提供・啓発を行う。	人権・男女共 同参画課 商工観光課	
躍支援			39	労働に関する講座等の実施 勤労福祉会館で、労働法に関する実務講習会や、労 働問題などをテーマにした講座を行う。	経済課	
			40	法、制度の改正等の要望 男女が家庭での責任を果たしつつ仕事を全うできる よう、機会を捉えて必要な法、制度等の整備・充実を 要望する。	人権・男女共 同参画課	
	3女性のエンパワーメント (能力開化)	(1) 地域 7	41	町会・自治会等との協働の推進 町会・自治会への加入促進の支援、関係者と区の職員で構成する協働促進のための協議会を設置する。	地域振興課	
		ミュニティへの参画	ミュニティ	42	協働による地区区民館の運営 区は、運営の側面支援を行い、日々の管理は地域住 民からなる団体に委ねて、地域との協働を推進する。	地域振興課
			43	NPO(非営利)活動の支援 NPOに対する支援の充実を図るため練馬区NPO 活動支援センターを設置する。	地域振興課	
	とチャレンジ		44	ボランティア休暇等、地域活動のための休暇制度の普及 働きながら地域活動に参画する機会として、ボラン ティア休暇などの意義を広報し、制度導入を促進す る。	人権・男女共 同参画課	
	ジ支援	の参加・参画へ 2) 政策・	45	審議会等への女性の参画の促進 法令等で資格要件が定められているものを除き、構	人権・男女共 同参画課 関係課	

※担当課は、計画策定時

目標	課題		No.	事業および概要	担当課
Ⅲ誰もが働きやす	3女性のエンパワ	女性 のエン ・	46	行政協力員への男女の均等な参画の確保 区政モニターをはじめとして、行政に対する各種協力員の積極的活用を図り、区政への女性の参画を促進する。 また、可能な限り、男女の均衡がとれた参画が行われるよう努める。	人権・男女共 同参画課 関係課
,い就業環境と女	ーメント(針・企画へのか	47	練馬区人材育成実施計画の推進 練馬区職員に対して、性別にとらわれない人材育成 を図り、職員の能力開発を推進する。	人材育成課 関係課
性の活躍	能力開化)とて	参加・参画	48	練馬区職員子育て支援行動計画の推進 次世代育成支援対策推進法により、事業主として、 練馬区職員の子育てを支援する。これによって、性別 や家庭環境に関わらず活躍できる職場環境をめざす。	人材育成課 関係課
支援	チャレンジ支援		49	練馬区職員の職場内の慣行や男女の役割分担の見直し ・固定的性別役割分担意識に基づく職場慣行を見直してゆく。 ・職務上の女性の役割を限定することなく、男女共同 参画の視点から職場の役割分担を決定する。	職員課関係課
			50	練馬区職員の任用形態の多様化に関する諸制度の検討 家庭環境やライフスタイルの多様化に対応した職員 の職務遂行能率の向上を図るため、勤務時間や任用期 間などの任用形態の多様化についての検討を行う。	職員課
			51	職員研修の実施 練馬区職員に対して、性別に関わらず能力開発が図られるよう、男女共同参画に関する研修を実施する。	人権・男女共 同参画課 人材育成課
		としての女性の	52	練馬女性センターを拠点としたネットワークづくりの 促進 男女共同参画社会に向けた区民の活動を支援するため、活動グループの交流と連携を促進する。	人権・男女共 同参画課
		センター 拠点	53	男女平等推進のための人材育成 学習講座等の開催を通して、男女平等意識を高める とともに区民の中からリーダー的存在となる人材を育 成する。	人権・男女共 同参画課

目標	課題		No.	事業および概要	担当課
Ⅲ誰もが働きや	性のエンパワーメント	(3) 女性の活	54	参加体験型学習など、多様な講座方法の実施 講座による学習効果を高めるため、ワークショップ (参加体験型学習)などの多様な方法を導入する。	人権・男女共 同参画課
すい就業環境と女	ーメン	動支援拠点として	55	大学、NPO等との交流・連携 大学などの研究成果やNPO活動等の実践例を、練 馬女性センターの事業に活かすとともに情報提供に努 める。	人権・男女共 同参画課
性の活躍支援	開化)とチャレン	の女性センター	56	練馬女性センターにおける情報の収集と提供機能の充実 インターネット等を活用して積極的に情報収集を図り、提供していく。	人権・男女共 同参画課
	ジ支援		57	女性相談の実施 練馬女性センター相談室において女性の何でも相 談、子育て相談、心の相談を実施する。	人権・男女共 同参画課

Ⅲ 健康・安全の支援と女性に対する暴力対策

健康と安全・安心の確保は、生活の基礎をなす重要な問題です。特に最近の性感染症やエイズの増加は大きな問題です。

一方、男性と女性とは生物学的な違いがあります。このため、性や性意識の多様性を認めつつ、特に健康には異なった配慮が必要です。防犯や防災等についても、男女の生物学的性差による対策の区別や、女性の視点を取り入れた対応の重要性が指摘されています。

また、暴力は、男女を問わず決して許されません。中でも、「夫・パートナーからの暴力」「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」「売買春」「性犯罪」「ストーカー(つきまとい)行為」など、特に女性に対する暴力は、女性のおかれている社会構造上の実態を考えるとき、女性への人権侵害の問題であるととらえ、特に対応を急ぐ必要があります。

1 生涯を通じた健康支援

最近の深刻な社会状況から、性感染症や喫煙、薬物乱用などの健康を脅かす問題についての知識の普及が急務です。区では、学校における性教育は、人格の完成をめざす「人間教育」の一環として、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に合わせて組織的・計画的に行っています。さらに適切な性教育が行われるよう、今後、指導計画の作成を各学校に働きかけるとともに、性教育の一層の充実を図るため外部講師による研修の実施など、今後とも学校に対する啓発を行います。

また、女性は妊娠や出産をする可能性があることもあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。このため、女性が自らのライフサイクルに応じて健康管理できるよう、健康診査や相談等の充実を図ります。このように、妊娠・出産などについて、女性自らが選択し、決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(注)の概念の普及に努め、女性の生涯を通じた健康支援を推進します。

(注) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

(内閣府男女共同参画局ホームページ/男女共同参画関連用語)

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。女性に対す

る暴力は、人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会認識と理解を深める ため、啓発事業を充実します。

また、被害者が声をあげられるような意識啓発と自立を支援するための相談体制の充 実や関係機関との連携を強化し、情報が当事者に届くようになお一層工夫を図っていき ます。

さらに、暴力を根絶するための効果的な施策を検討するため、その実態把握に努めます。

3 女性の視点による安全・防災対策【新】

国の男女共同参画会議によると、「過去の震災時に、増大した家族的責任が女性に集中し、女性のストレスが増えたり、被災者女性に比べて行政・ボランティアともに支援する側に女性の担当者が少ないことや男女のニーズの違いを把握しない予防、応急、復旧・復興対策が行われたりしたこと等の問題点があった」と指摘されています。

区では、区民の意見を広く聞きながら、練馬区災害対策条例(平成 16 年条例第 6 号)、練馬区民の安全と安心を推進する条例(平成 16 年条例第 54 号)を制定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という認識をもつ中で、区民・行政・関係機関の協力により安全・安心のまちづくりを進めています。

今後も、男女のニーズを的確に把握しながら、区民の意識と行動力を向上させること をめざします。

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
■ 健康・安全	1生涯を通じた	58	健康づくりの支援 乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者すべての年代 で、区民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組 んでいけるよう支援する。	健康推進課 保健相談所
一の支援と女性に	健康支援	59	と健康支援	健康推進課 生活衛生課 保健予防課 保健相談所
対する暴力対策		60	妊娠・出産期における健康支援 ・妊婦の健康教室、食事講習会等の健康教育を行う。 ・母性の健康の保持および増進を図るために、各種の健康診査を実施する。 ・妊産婦訪問保健指導および新生児訪問保健指導を行う。	健康推進課 保健相談所
		61	思春期や更年期等における健康支援 ・児童、生徒や教職員からの思春期のこころの相談に対応する。 ・青年期の健康教育、健康相談に対して支援する。 ・生活習慣病やがんの早期発見、早期治療のために区民健診(基本健診)、がん検診を推進する。 ・骨粗しょう症予防教室等の検診のフォロー体制を整備する。 ・「食と健康教室」でダイエットや女性対象のテーマを実施する。 ・練馬区女性健康週間(10月第2週目)に「更年期障害」等の講演会や健康相談を実施する。 ・親がんの自己検診法等の掲示物を使用し、知識の普及を行う。 ・成人の日のつどいで骨量測定と健康相談(生活・栄養)を行う。	健康推進課 保健予防課 保健相談所
		62	正しい性知識の普及 正しい性知識および「リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ」に関する概念を普及させる。	人権・男女共 同参画課
			学校教育における性教育の実施 人格の完成をめざす「人間教育」の一環として、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に合わせ組織的・計画的に行う。	教育指導課

目標	課題	1	No.	事業および概要	担当課
■健康・安全の支	支援1生涯を通じた健康	(64	エイズなど性感染症に関する知識の普及と健康支援 ・保健師が、区内の中・高等学校に出張して性感染症 予防教育を実施する。 ・成人の日のつどいでの展示等による啓発活動を行 う。 ・講演会を実施する。 ・STI(性感染症)検診・相談を実施する。	保健书防課保健相談所
支援と女性に対す	2女性に対する	6	65	実態把握と施策の検討 女性に対する暴力の実態を把握し、その対策を検討する。	人権・男女共 同参画課
する暴力対策	あらゆる暴力の	(夫・パートナーからの暴力についての意識啓発 女性に対する暴力は、人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会認識と理解を深める。	人権・男女共 同参画課
	根 絶	(売買春等性の商品化についての意識啓発 女性に対する暴力は、人権侵害であり、決して許さ れないものであるとの社会認識と理解を深める。	人権・男女共 同参画課
		(セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発 女性に対する暴力は、人権侵害であり、決して許さ れないものであるとの社会認識と理解を深める。	人権・男女共 同参画課
		6		性犯罪・ストーカー等についての意識啓発 女性に対する暴力は、人権侵害であり、決して許さ れないものであるとの社会認識と理解を深める。	人権・男女共 同参画課
		7	70	区民相談の実施 ・人権擁護委員による人権擁護相談の実施 ・弁護士による法律相談の実施 ・「土・日・休日区政案内」でDV(ドメスティック・バイオレンス=身近なパートナーから女性への暴力)等に関する問合せも受け、関係機関の紹介等を行う。	広聴広報課

日抽	金田 日古	M.	申茶イントースル細曲	扣水部
目標	課題	No.	事業および概要	担当課
Ⅲ健康・安全	2女性に対する	71	女性に対する暴力専門相談の実施 練馬女性センターでDV専門相談を実施する。	人権・男女共 同参画課
一の支援と女性に	あらゆる暴力の	72	女性相談の実施 総合福祉事務所に配置された母子自立支援・婦人相 談員が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律に基づき、暴力被害者の相談・援助を行 う。	総合福祉事務 所
対する暴力対策	根 絶		家庭相談の実施 総合福祉事務所に配置された家庭相談員が、家庭内 外における人間関係をめぐる問題等について、それぞ れ専門的に相談、助言、指導を行う。	総合福祉事務 所
		74	関係機関との連携 ・人権擁護委員等との連携 ・区関係組織、保護施設、警察等との関係者会議の開催	広聴広報課 人権・男女共 同参画課
		75	女性および母子緊急一時保護施設の確保 夫の暴力など、家庭内の問題から緊急に一時保護を 必要とする母子・女性のための施設を確保する。	人権・男女共 同参画課
		76	女性および母子緊急一時保護事業の実施 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律に基づき、被害者に相談、その他の支援を行う。	総合福祉事務所
		77	加害者の更生プログラムについての研究、情報収集 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に資す るため、加害者の更生のための指導の方法等について の調査研究、情報収集に努める。	人権・男女共 同参画課
	対策【新】 よる安全・防災 3女性の視点に	78	地域防災計画等の改定 ・更衣室や授乳など女性に配慮した避難拠点運営 ・男女のニーズの違いに基づく災害予防、応急、復 旧・復興対策	防災計画担当 課

目標	課題	No.	事業および概要	担当課	
■■ 健康・安全	3 女性の視点に	女性の視点に	79	地域防犯・防火連携体制構築事業 地域防犯・防火連携体制の構築に向けて、地域団体 の方々に参加を呼びかけ、防犯・防火に関する情報交 換・取組内容の検討を行う「安全・安心地域懇談会」 を開催する。	安全・安心担 当課
の支援と女性に対す	よる安全・防災	80	地域防犯・防火活動支援事業 地域団体が行うパトロールなどの防犯・防火活動について、「安全・安心パトロールカー」の貸し出しやパトロール用品の支給等の支援を行う。	安全・安心担 当課	
する暴力対策	対策【新】	81	地域安全対策パトロール事業 区が警備会社に委託しての24時間パトロールや防犯 設備の整備などの防犯・防火施策を実施する。	安全・安心担当課	
		82	防犯・防火意識啓発事業 ・犯罪火災に関する情報を積極的に区民に提供する。 ・防犯・防火意識啓発に係る講習会などのイベントを 実施する。	安全・安心担 当課	

IV 自立を支える社会環境の整備

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会を「男女が、社会の『対等』な構成員として、『自らの意思によって』社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され(略)」と定義し、第3条では、「男女共同参画社会の形成は、男女の『個人としての尊厳が重んぜられる』こと、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」とされています。

誰もが、対等に、自らの意思によって、個人としての尊厳が重んぜられる社会が男女共同参画社会です。すべての区民が地域の一員として、「共に生きる」ことを前提に、生き生きと快適に暮らせるまちをつくっていくためには、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、差別されることなく、一人ひとりが人間として尊重され、相互に支えあい、責任を持って自由に行動し、誰もが社会参加の可能な社会を築くことが必要です。

このため、さまざまな状況にある人々の社会参加の機会の拡大や、経済的および日常生活上の自立を支援する施策の充実を図ります。

1 自立して支え合う家庭の尊重

男女共同参画社会基本法第6条は、男女共同参画社会の形成について、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。」としています。

したがって、自ら選択してその意思により家族を構成した自立的個人が、お互いに尊重し合い、協力し合うことによって、形式的ではなく実質的に絆の強い家族をつくる社会環境を整備していく必要があります。

2 高齢者の自立支援

少子高齢化の進行により、平成25年には練馬区民の5人に1人が65歳以上の高齢者になると予想され、こうした超高齢社会に起因するさまざまな問題に的確に対応することが求められています。また、高齢者の生活様式や家族構成、健康状態、経済状態などが多様化していることに伴い、個々の高齢者に対応したきめ細かい取り組みが必要になっています。

そこで、高齢者が社会の担い手として活躍できるように支援することや介護予防の観点から自立を支援することなどにより、一人ひとりの高齢者がいきいきと暮らせるために必要な施策の充実を図ります。

3 障害者の自立支援

どんなに障害が重くても、住みなれた地域で、自分らしく豊かに暮らし続けていくことが望まれています。今後は、障害者自立支援法の施行により、障害種別にかかわらず、 共通の制度のもとで一元的にサービスを提供する仕組みが創設されます。

そこで、障害者が、障害の種別を問わず、必要なサービスを選択しながら地域で生活 し、就労や社会参加ができるよう、施策の充実を図ります。

4 ともに生きるまちづくりの推進

だれもが健やかに地域で暮らしていくためには、公的な保健福祉サービスと、地域の 団体や個人からの支援を組み合わせていく必要があります。

そこで、区民の方が地域の福祉活動に参加しやすい仕組みが整っており、福祉サービスが、総合的かつ適切に提供され、同時に、ともに生き、ともに生活できるような社会 (ノーマライゼーション) が地域の中で理解されるようにします。

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
IV自立を支える社会環境の整備	1自立して支え合う家庭の尊重	83	男性への働きかけ ・仕事と生活の調和に向けた男性への意識啓発を行う。 ・家事、育児、介護講座等を通じて男性の家事や育児 参加を促す。	人権・男女共 同参画課 関係課
		84	法、制度の改正等の要望 多様な生き方に対して、個人が不利益を被ることのない、中立に働く社会制度の整備・充実を機会を捉えて要望する。	人権・男女共 同参画課 関係課
		85	ひとり親家庭の自立支援 ひとり親家庭に対して、自立支援を中心に総合的に 支援する。	児童青少年部 計画調整担当 課 総合福祉事務 所
	2高齢者の自立支援	86	高齢者の多様な社会参加の支援 高齢者の社会参加を促進するため、高齢者(区民) 主体の取り組みを支援するとともに、働く機会の充実 を図る。	高齢社会対策 課
		87	特定(虚弱)高齢者の自立支援 いきがいデイサービス(趣味活動、健康保持活動や 昼食などを提供することにより、閉じこもり防止や介護予防を図る)や高齢者筋カトレーニングの実施などで、介護予防の観点から特定(虚弱)高齢者の自立を 支援する。	介護予防課 関係課
	3障害者の自立支援	88	障害者の就労・社会参加の推進 就労支援ネットワーク(就労支援団体と各機関との 連携)、就労情報の提供、障害者就労促進協会および 福祉作業所の機能充実などにより障害者の社会参加を 推進する。	障害者課
		89	地域で障害者を支える基盤づくり 民間事業者による障害者相談支援事業の整備を促進して、生活の相談、障害に関する相談、福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング等を実施するとともに、精神障害者の生活支援事業等を行うことにより障害者が地域で生活することを支援する。	障害者課
	の推進 るまちづくり	90	福祉のまちづくりの総合計画の推進 障害者や高齢者をはじめ、「だれもが暮らしやすい まちづくり」の実現をめざして、福祉のまちづくりの 総合計画を推進する。	障害者課

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
№自立を支える社会環境の整備	4ともに生きるまちづくりの推進	91	普及・啓発等の推進 高齢者や障害がある人、妊娠中の女性、乳幼児を連れた人などだれもが安心して自由に行動し、社会参加ができるようなまちづくりについて、普及、啓発を行い、意識の向上を図る。	障害者課
		92	だれもが利用しやすい施設等の整備 ・福祉のまちづくり総合計画に基づき、区立施設を整備、改善する。 ・「東京都福祉のまちづくり条例」により、不特定多数の人が利用する建築物の新設や改修時に整備、改善を指導する。 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づいて、公共交通事業者に改善等を要請する。 ・福祉のまちづくり総合計画に基づき、区道や区立公園を整備、改善する。	建築課 交事課 工園線 出園線 上園線 工公園

V 施策を進めるための体制づくり

男女共同参画計画を推進するとともに、その他の施策全般について、男女共同参画の視点を反映させていく必要があります。

また、男女共同参画社会をつくるためには、区民や自主的な活動を展開する市民活動団体などとの協働および国・東京都との連携が重要です。

このような取組を総合的に推進するため、区に関係組織の横断的推進会議を設置するとともに、区民懇談会等で区民の意見を聞きながら進めていきます。

さらに、事業者などにも適切に情報提供を行い、理解を求めます。

1 施策推進体制の整備

男女共同参画施策の総合的かつ効率的な推進のため、これらを総合調整し推進する体制を整備します。

男女共同参画施策を推進するための拠点としての女性センターの機能の充実を図ります。 また、区の施策が男女共同参画社会の形成に配慮して実施されるよう、区職員への研修 を実施するとともに定期的に点検する仕組みづくりを検討します。

2 区民参画による推進

男女共同参画施策への区民参加を推進するため、男女共同参画推進懇談会などで、積極的に区民の意見を聞いていきます。

また、区と市民活動団体などとの対等な協働関係の形成を図ります。

3 国・都・民間等との連携【新】

男女共同参画社会を実現させるため、区の権限をこえる法制度の見直しなどについて、国や東京都に要請します。

また、事業者などにも適切に情報提供を行い、理解を求めます。

(空ページ)

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
V施策を進め	1施策推進体	93	男女共同参画施策推進会議による総合的推進 関係部署により、横断的かつ総合的に男女共同参画 施策を行うよう、練馬区男女共同参画施策推進会議を 設置する。	人権・男女共 同参画課
るための体制	上制の整備	94	男女共同参画の視点にたった、練馬女性センターの役割、名称等の見直し 女性の活動拠点であることを前提としながら、男女 共同参画社会に向けた役割、名称等を検討する。	人権・男女共 同参画課
配づくり		95	男女共同参画計画実施状況についての点検・評価の仕組みづくりの検討 男女共同参画計画の実施状況を点検・評価するための仕組みを検討する。	人権・男女共 同参画課
		96	職員研修の実施 練馬区職員に対して、男女共同参画の視点をもって 職務に当たるよう、男女共同参画に関する研修を実施 する。	人権・男女共 同参画課 人材育成課
		97	男女共同参画の視点にたった区の施策全般についての 点検方法の調査・研究 区の施策全般について、それぞれ男女共同参画への 影響を点検する方法を調査・検討する。	人権・男女共 同参画課
		98	区の施策全般に関する男女別統計の実施 区の施策が、意図に反して性別により異なる影響を 与えていないかを検証する。	人権・男女共 同参画課 関係課
	2区民参加に	99	練馬区男女共同参画推進懇談会の運営 公募区民や学識経験者による練馬区男女共同参画推 進懇談会で、区の男女共同参画施策について意見を聞 く。	人権・男女共 同参画課
	よる 推 進	100	練馬女性センター運営委員会の運営 利用団体代表や学識経験者による練馬女性センター 運営委員会で、センターの事業計画や運営について意 見を聞く。	人権・男女共 同参画課
		101	施策の推進にあたっての区民や市民活動団体などとの 協働の推進 区民の自主活動等との協働により、男女共同参画施 策をより効果的に実施する。	人権・男女共 同参画課
		102	市民活動団体など自主的な活動をする団体に対する情報提供等の支援 練馬女性センターの活用や区ホームページなどにより、区民の自主活動に役立つ情報の提供に努める。	人権・男女共 同参画課

※担当課は、計画策定時

目標	課題	No.	事業および概要	担当課
V施策を進めるための体	3国・都・民間等との連	103	法、制度の改正等の要望【再掲】 ・男女間の格差を生じる労働慣行等に関し、機会を捉えて必要な法、制度等の整備・充実を要望する。 ・男女が家庭での責任を果たしつつ仕事を全うできるよう、機会を捉えて必要な法、制度等の整備・充実を要望する。 ・多様な生き方に対して、個人が不利益を被ることのない、中立に働く社会制度の整備・充実を機会を捉えて要望する。	人権・男女共 同参画課
体制づくり	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	104	産業団体等との連携 区内産業団体等に積極的に情報提供し、男女共同参画への理解を深める。	人権・男女共 同参画課

※担当課は、計画策定時

資 料

「第2次練馬区男女共同参画計画」策定の経過	37
練馬区男女共同参画施策推進会議設置要綱	38
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	40
男女共同参画社会基本法	48
東京都男女平等参画基本条例	53
平成 16 年度 区民意識意向調査(抜粋)	56
練馬区次世代育成支援行動計画の体系	62
練馬区人材育成実施計画の体系(抜粋)	63
練馬区職員子育て支援行動計画(次世代育成支援 特定事業主行動計画)の概要	64
国際婦人年以降の男女共同参画社会の実現に向けての動き	66

「第2次練馬区男女共同参画計画」策定の経過

年月日	経過
平成16年	区長から練馬区男女共同参画推進懇談会に、練馬区男女共同参画計画改定
6月24日	に係る提言について依頼
平成17年	区長が、練馬区男女共同参画推進懇談会から「練馬区男女共同参画計画」
3月24日	改定に向けての提言を受ける。
5月11日	練馬区報、区のホームページ等に提言を掲載
6月10日	練馬区男女共同参画施策推進会議幹事会
6月15日	練馬区男女共同参画施策推進会議
8月10日	練馬区男女共同参画施策推進会議
\$	各課調査、事務局原案作成
10月11日	練馬区男女共同参画施策推進会議幹事会
10月13日	練馬区男女共同参画施策推進会議 素案決定
10月17日	練馬区議会企画総務委員会に素案を報告
11月 4日	練馬区男女共同参画推進懇談会に素案を報告・意見聴取
11月11日	ねりま区報、区のホームページに素案を掲載、区民意見募集 区民意見募集期間:11月11日から11月30日まで
12月12日	練馬区議会企画総務委員会で補充質疑
平成18年1月11日	練馬区男女共同参画施策推進会議幹事会
1月18日	練馬区男女共同参画施策推進会議 素案を修正し、案を決定
2月 7日	練馬区議会企画総務委員会に案を報告
3月 2日	第2次練馬区男女共同参画計画を区長決定

練馬区男女共同参画施策推進会議設置要綱

昭和59年4月11日 練区活発第 23号

(設置)

第1条 練馬区における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を、総合的かつ計画的に推進するため、練馬区男女共同参画施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「男女共同参画 社会の形成」の定義は、次のとおりとする。

男女が、社会の対等な構成員として、自 らの意思によって社会のあらゆる分野にお ける活動に参画する機会が確保され、もっ て男女が均等に政治的、経済的、社会的お よび文化的利益を享受することができ、か つ、共に責任を担うべき社会を形成するこ とをいう。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、つぎの各号に掲げる 事項について審議する。

- (1) 練馬区男女共同参画計画に関すること。
- (2) 練馬区における男女共同参画施策の総合調整に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、つぎに掲げる委員を もって構成する。

- (1) 別表1の職にある者
- (2) 会長が特に必要と認める者

(会長および副会長)

第5条 推進会議に会長および副会長を置 く。

- 2 会長は助役とし、副会長は総務部長とする。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が召集する。

2 会長は、必要に応じて第4条に定める 者以外の者を推進会議に出席させることが できる。

(幹事会)

第7条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 副会長は、必要と認めたときは、前項 に掲げる者以外の職員を幹事会の構成員と することができる。
- 4 幹事会は、つぎの各号に掲げる事項について調査・検討する。
- (1) 推進会議から付議された事項に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の現状の把握および 問題点に関すること。
- 5 幹事会は、副会長が召集する。
- 6 副会長は、必要に応じて第2項および 第3項に定める者以外の者を幹事会に出席 させることができる。
- 7 幹事会は、審議の効率的運営を図るため、専門的な組織として専門部会を置くことができる。
- 8 幹事会は、専門部会間の調整および専門部会に属さない事項の検討をするために、 常任幹事会を置く。

(庶務)

第8条 推進会議および幹事会の庶務は、 総務部人権・男女共同参画課において処理 する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推 進会議の運営について必要な事項は、会長 が定める。

付 則 (省略)

別表1 (第4条関係)

(1) 区長部局

助役、区長室長、企画部長、危機管理室長、総務部長、人材育成担当部長、区民生活事業本部長、区民部長、産業経済部長、健康福祉事業本部長、保健福祉部長、練馬区保健所長、児童青少年部長

(2) 教育委員会

学校教育部長、生涯学習部長

別表2(第7条関係)

(1) 区長部局

区長室 広聴広報課長

企画部 企画課長

危機管理室 防災課長

総務部 総務課長、職員課長、人権・男

女共同参画課長、人材育成課長

区民部 管理課長

産業経済部 経済課長

保健福祉部 管理課長、障害者課長、高

齢者課長、総合福祉事務所

の代表所長

練馬区保健所 保健管理課長

児童青少年部 子育て支援課長、保育課

長、青少年課長

(2) 教育委員会

学校教育部 庶務課長、指導室長

生涯学習部 生涯学習課長

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に 関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳 及び価値並びに男女の権利の平等に関する 信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべて の経済的、社会的、文化的、市民的及び政 治的権利の享有について男女に平等の権利 を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国 が締結した男女の権利の平等を促進するた めの国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した 男女の権利の平等を促進するための決議、 宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にも かかわらず、女子に対する差別が依然とし て広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則 及び人間の尊厳の尊重の原則に反するもの であり、女子が男子と平等の条件で自国の 政治的、社会的、経済的、及び文化的活動 に参加する上で障害となるものであり、社 会及び家族の繁栄の増進を阻害するもので あり、また、女子の潜在能力を自国及び人 類に役立てるために完全に開発することを 一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健 康、教育、雇用のための訓練及び機会並び に他の必要とするものを享受する機会が最 も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩 序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献 することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、 侵略、外国による占領及び支配並びに内政 干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不 可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想と する平和はあらゆる分野において女子が男 子と平等の条件で最大限に参加することを 必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来 完全には認められていなかった女子の大き な貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及 び子の養育における両親の役割に留意し、 また、出産における女子の役割が差別の根 拠となるべきではなく、子の養育には男女 及び社会全体が共に責任を負うことが必要 であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に 掲げられている諸原則を実施すること及び このために女子に対するあらゆる形態の差 別を撤廃するための必要な措置をとること を決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子の対する差別」 とは、性に基づく区別、排除、又は制限で あって、政治的、経済的、社会的、文化的、 市民的その他のいかなる分野においても、 女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基 本的自由を認識し、享有し又は行使するこ とを害し又は無効にする効果又は目的を有 するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の 差別を非難し、女子に対する差別を撤廃す る政策をすべての適当な手段により、かつ、 遅滞なく追求することに合意し、及びこの ため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止 する適当な立法その他の措置(適当な 場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる 行為又は慣行も差し控え、かつ、公の 当局及び機関がこの義務に従って行動 することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対 する差別を撤廃するためのすべての適

当な措置をとること。

- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、 社会的、経済的及び文化的分野において、 女子に対して男子との平等を基礎として人 権及び基本的自由を行使し及び享有するこ とを保障することを目的として、女子の完 全な能力開発及び向上を確保するためのす べての適当な措置(立法を含む。)をとる。 第4条

- 1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適 当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能 としての母性についての適正な理解並 びに子の養育及び発育における男女の

共同責任についての認識を含めること を確保すること。あらゆる場合において、 子の利益は最初に考慮するものとする。 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及 び女子の売春からの搾取を禁止するための すべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動に おける女子に対する差別を撤廃するための すべての適当な措置をとるものとし、特に、 女子に対して男子と平等の条件で次の権利 を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加 する権利並びに政府のすべての段階に おいて公職に就き及びすべての公務を 遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係 のある非政府機関及び非政府団体に参 加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し 及び国際機関の活動に参加する機会を、 女子に対して男子と平等の条件でかつ いかなる差別もなく確保するためのす べての適当な措置をとる。

第9条

- 1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持 に関し、女子に対して男子と平等の権利 を与える。締約国は、特に、外国人との 婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自 動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍に し又は夫の国籍を妻に強制することとな らないことを確保する。
- 2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対

して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の 教育における男女の役割についての定 型化された概念の撤廃を、この目的の 達成を助長する男女共学その他の種類 の教育を奨励することにより、また、 特に、教材用図書及び指導計画を改訂 すること並びに指導方法を調整するこ とにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用 的な識字計画を含む。)特に、男女間に 存在する教育上の格差をできる限り早 期に減少させることを目的とした継続 教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること 及び早期に退学した女子のための計画 を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ 特定の教育的情報(家族計画に関する 情報及び助言を含む。)を享受する機会 第11条
- 1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一 の選考基準の適用を含む。)についての 権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、 雇用の保障並びに労働に係るすべての 給付及び条件についての権利並びに職 業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練 及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。)及び同一待遇について の権利並びに労働の質の評価に関する 取扱の平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障) についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全 (生殖機能の保護を含む。) についての 権利
- 2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする 女子に対する差別を防止し、かつ、女子 に対して実効的な労働の権利を確保する ため、次のことを目的とする適当な措置 をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解 雇及び婚姻をしているかいないかに基 づく差別的解雇を制裁を課して禁止す ること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付 を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任

- 及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び 社会的活動への参加とを両立させるこ とを可能とするために必要な補助的な 社会的サービスの提供を、特に、保育 施設網の設置及び充実を促進すること により奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが 証明されている種類の作業においては、 当該女子に対して特別の保護を与える こと。
- 3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1.締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的共存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受 する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。) の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用 又は自営を通じて得るために、自助的 集団及び共同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並び に適当な技術を利用する権利並びに土 地及び農地の改革並びに入植計画にお いて平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、 電力及び水の供給、運輸並びに通信に 関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2. 締約国は、女子に対し、民事に関して 男子と同一の法的能力を与えるものとし、 また、この能力を行使する同一の機会を 与える。特に、締約国は、契約を締結し 及び財産を管理することにつき女子に対 して男子と平等の権利を与えるものとし、 裁判所における手続きのすべての段階に おいて女子を男子と平等に取り扱う。
- 3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び 住所の選択の自由に関する法律において 男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を 撤廃するためのすべての適当な措置をと るものとし、特に、男女の平等を基礎と して次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ 完全な合意のみにより婚姻をする同一 の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の 権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ 責任をもって決定する同一の権利並び にこれらの権利の行使を可能にする情 報、教育及び手段を享受する同一の権 利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令

にこれらに類する制度が存在する場合 にはその制度に係る同一の権利及び責 任。あらゆる場合において、子の利益 は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、 管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を 定め及び公の登録所への婚姻の登録を義 務付けるためのすべての必要な措置(立 法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衝平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1人を指名することができる。
- 3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前ま

- でに、締約国に対し、自国が指名する者 の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡 で要請する。同事務総長は、指名された 者のアルファベット順による名簿(これ らの者を指名した締約国名を表示した名 簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務 総長により国際連合本部に招集される締 約国の会合において行う。この会合は、 締約国の3分の2をもって定足数とする。 この会合においては、出席しかつ投票す る締約国の代表によって投じられた票の 最多数で、かつ、過半数の票を得た指名 された者をもって委員会に選出された委 員とする。
- 5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6.委員会の5人の追加的な委員の選挙は、 35番目の批准又は加入の後、2から4 までの規定に従って行う。この時に選出 された追加的な委員のうち2人の委員の 任期は、2年で終了するものとし、これ らの2人の委員は、委員会の委員長によ りくじ引きで選ばれる。
- 7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員 会の任務の重要性を考慮して決定する条 件に従い、同総会の承認を得て、国際連 合の財源から報酬を受ける。
- 9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力 を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更に は委員会が要請するとき。
- 2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を 記載することができる。

第19条

- 1. 委員会は、手続規則を採択する。
- 2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1. 委員会は、第18条の規定により提出 される報告を検討するために原則として 毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1.委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、 情報用として、婦人の地位委員会に送付 する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。

委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに 含まれる規定であって男女の平等の達成に 一層貢献するものに影響を及ぼすものでは ない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の 国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認め る権利の完全な実現を達成するためのすべ ての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1. この条約は、すべての国による署名の ために開放しておく。
- 2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4. この条約は、すべての国による加入の ために開放しておく。加入は、加入書を 国際連合事務総長に寄託することによっ て行う。

第26条

- 1. いずれの締約国も、国際連合事務総長 にあてた書面による通告により、いつで もこの条約の改正を要請することができ る。
- 2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加 入書が国際連合事務総長に寄託された日 の後30日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2. この条約の趣旨及び目的と両立しない 留保は、認められない。
- 3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1. この条約の解釈又は適用に関する締約 国間の紛争で交渉によって解決されない ものは、いずれかの紛争当事国の要請に より、仲裁に付される。仲裁の要請の日 から6箇月以内に仲裁の組織について紛 争当事国が合意に達しない場合には、い ずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規 程に従って国際司法裁判所に紛争を付託 することができる。
- 2. 各締約国は、この条約の著名若しくは 批准又はこの条約への加入の際に、1の 規定に拘束されない旨を宣言することが できる。他の締結国は、そのような留保 を付した締約国との関係において1の規 定に拘束されない。
- 3. 2の規定に基づいて留保を付した締約 国は、国際連合事務総長にあてた通告に より、いつでもその留保を撤回すること ができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、 フランス語、ロシア語及びスペイン語をひ としく正文とし、国際連合事務総長に寄託 する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を 受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78号)

目次 前文

第1章 総則(第1条一第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策(第13条一 第20条)

第3章 男女共同参画審議会(第21条 一第26条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の 尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等 の実現に向けた様々な取組が、国際社会に おける取組とも連動しつつ、着実に進めら れてきたが、なお一層の努力が必要と されている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動 の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な 変化に対応していく上で、男女が、互いに その人権を尊重しつつ責任も分かち合い、 性別にかかわりなく、その個性と能力を十 分に発揮することができる男女共同参画社 会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、 社会の対等な構成員として、自らの意 思によって社会のあらゆる分野におけ る活動に参画する機会が確保され、も って男女が均等に政治的、経済的、社 会的及び文化的利益を享受することが でき、かつ、共に責任を担うべき社会 を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため 必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配 慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、

男女の社会における活動の選択に対して 中立でない影響を及ぼすことにより、男 女共同参画社会の形成を阻害する要因と なるおそれがあることにかんがみ、社会 における制度又は慣行が男女の社会にお ける活動の選択に対して及ぼす影響をで きる限り中立なものとするように配慮さ れなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が 国際社会における取組と密接な関係を有 していることにかんがみ、男女共同参画 社会の形成は、国際的協調の下に行われ なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっ

とり、男女共同参画社会の形成の促進に 関し、国の施策に準じた施策及びその他 のその地方公共団体の区域の特性に応じ た施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共 同参画社会の形成の状況及び政府が講じ た男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策についての報告を提出しなければ ならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女 共同参画社会の形成の状況を考慮して講 じようとする男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を明らかにした文書を 作成し、これを国会に提出しなければな らない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促 進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる 事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策の大 綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必 要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会 の意見を聴いて、男女共同参画基本計画 の案を作成し、閣議の決定を求めなけれ ばならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣 議の決定があったときは、遅滞なく、男 女共同参画基本計画を公表しなければな らない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本 計画を勘案して、当該都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以 下「都道府県男女共同参画計画」という。) を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ 長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県 の区域における男女共同参画社会の形 成の促進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び 都道府県男女共同参画計画を勘案して、 当該市町村の区域における男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策について の基本的な計画(以下「市町村男女共同 参画計画」という。)を定めるように努め なければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女 共同参画計画又は市町村男女共同参画計

画を定め、又は変更したときは、遅滞な く、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共 同参画社会の形成に影響を及ぼすと認め られる施策を策定し、及び実施するに当 たっては、男女共同参画社会の形成に配 慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策又は 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす と認められる施策についての苦情の処理 のために必要な措置及び性別による差別 的取扱いその他の男女共同参画社会の形 成を阻害する要因によって人権が侵害さ れた場合における被害者の救済を図るた めに必要な措置を講じなければならない。 (調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成 を国際的協調の下に促進するため、外国 政府又は国際機関との情報の交換その他 男女共同参画社会の形成に関する国際的 な相互協力の円滑な推進を図るために必 要な措置を講ずるように努めるものとす る。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支 援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する

男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策及び民間の団体が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動を支援す るため、情報の提供その他の必要な措置 を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

- 第21条 総理府に、男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第1
- 3条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理 大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男 女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的かつ総合的な政策及び重要事項 を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、 内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述 べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委 員の総数の10分の4末満であってはな らない。

(委員)

- 第23条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第24条 審議会に、会長を置き、委員の 互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故あるときは、あらかじめそ の指名する委員が、その職務を代理する。 (資料の提出その他の協力)
- 第25条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置 法第4条第1項の規定により任命された 男女共同参画審議会の委員である者は、 この法律の施行の日に、第23条第1項 の規定により、審議会の委員として任命 されたものとみなす。この場合において、 その任命されたものとみなされる者の任 期は、同条第2項の規定にかかわらず、 同日における旧審議会設置法第4条第2 項の規定により任命された男女共同参画 審議会の委員としての任期の残任期間と

同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置 法第5条第1項の規定により定められた 男女共同参画審議会の会長である者又は 同条第3項の規定により指名された委員 である者は、それぞれ、この法律の施行 の日に、第24条第1項の規定により審 議会の会長として定められ、又は同条第 3項の規定により審議会の会長の職務を 代理する委員として指名されたものとみ なす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。 第4条第四号の次に次の一号を加える。 四の二 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第13条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

東京都男女平等参画基本条例

平成12年3月31日 条例第25号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十一条)

第三章 男女平等参画の促進(第十二条・第

十三条)

第四章 性別による権利侵害の禁止(第十四条)

第五章 東京都男女平等参画審議会(第十 五条一第十九条)

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際 社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に 推進してきた。長年の取組により男女平等 は前進してきているものの、今なお一方の 性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが 存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野 における活動に参画する機会についての男 女間の格差を改善するため、必要な範囲に おいて、男女のいずれか一方に対し、当該 機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な 言動により当該言動を受けた個人の生活の 環境を害すること又は性的な言動を受けた 個人の対応により当該個人に不利益を与え ることをいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女 平等参画社会を基本理念として促進されな ければならない。

- 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人として その能力を十分に発揮し、固定的な役割を 強制されることなく、自己の意思と責任に より多様な生き方を選択することができる 社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他

の家庭生活における活動及び政治、経済、 地域その他の社会生活における活動に対等 な立場で参画し、責任を分かち合う社会 (都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策 を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

(都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の青務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、 男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画 を阻害すると認められること又は男女平等 参画に必要と認められることがあるときは、 知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男 女平等参画に資するよう適切に対応するも のとする。

第二章 基本的施策

(行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たって は、都民及び事業者の意見を反映すること ができるよう、適切な措置をとるものとす る。

- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更につい て準用する。

(情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的 に推進していくため、男女平等参画に関す る情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等 参画社会についての理解を促進するために 必要な普及広報活動に努めるものとする。 (年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進) 第十三条 事業者は、雇用の分野において、 男女平等参画を促進する責務を有する。

- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第四章 性別による権利侵害の禁止 第十四条 何人も、あらゆる場において、 性別による差別的取扱いをしてはならない。 2 何人も、あらゆる場において、セクシュ アル・ハラスメントを行ってはならない。 3 家庭内等において、配偶者等に対する身 体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力 的行為は、これを行ってはならない。 第五章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に 関する重要事項を調査審議するため、知事 の附属機関として東京都男女平等参画審議 会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員 二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総 数の四割未満とならないように選任し なければならない。

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要 があるときは、審議会に専門委員を置くこ とができる。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する 調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 知事が定める。

附則

この条例は、平成十二年四月一日から施行 する。

平成17年区民意識意向調査(抜粋)

(1)性別役割分担に対する考え方

◇ 『男は仕事、女は家庭』(性別役割分担)という考え方について【否定派】が6割強

問28. あなたは、『男は仕事、女は家庭』という考え方をどう思いますか。(○は1つ)

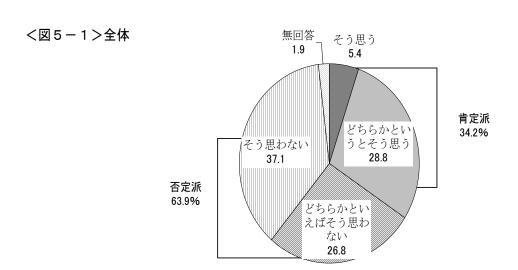
n = 925

1. そう思う5.4%4. そう思わない37.1

2. どちらかというとそう思う 28.8 無回答 1.9

3. どちらかといえばそう思わない 26.8

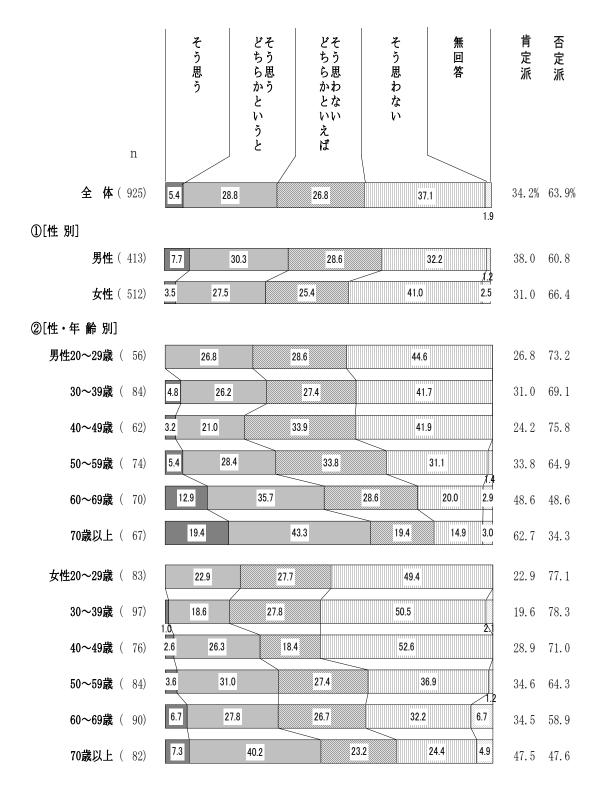
『男は仕事、女は家庭』(性別役割分担)という考え方については、「そう思わない」が4割弱で最も多い。「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を合わせた【肯定派】が3割強、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【否定派】が6割強である。(図5-1)



性別では、男女とも【否定派】が【肯定派】を上回っているが、【肯定派】は<男性>が<女性>を上回り、【否定派】は<女性>が<男性>を上回っている。

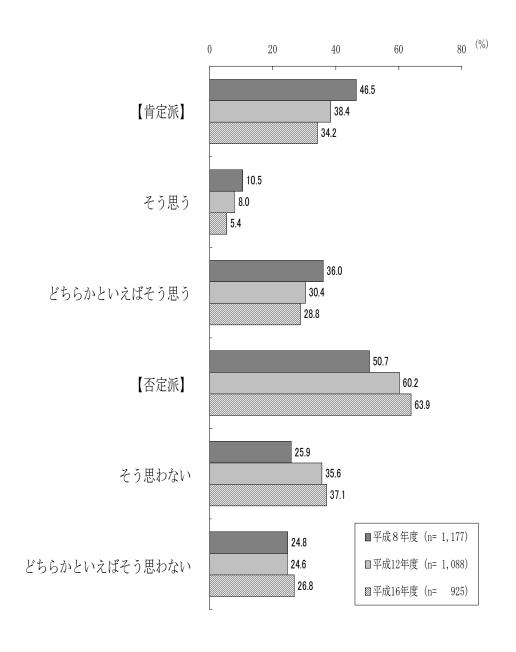
性・年齢別では、男女とも、加齢とともに【肯定派】が増加する傾向を示しており、<男性・70歳以上>だけは【肯定派】が【否定派】を上回っている。($\boxtimes 5-2$)

<図5-2>性別役割分担に対する考え方(性別/性・年齢別)



性別役割分担について、過去の調査(平成8年度・12年度)と比較すると、【肯定派】が減少傾向にあるのに対し、【否定派】が増加傾向にある。(図5-3)

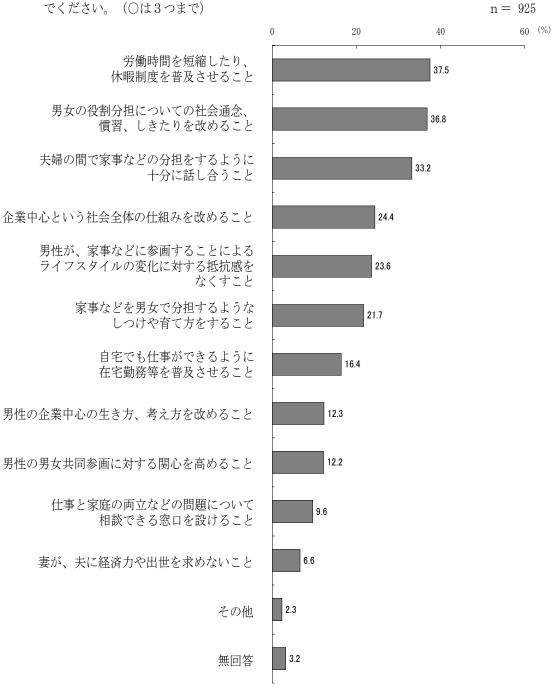
〈図5-3〉性別役割分担に対する考え方(過去の調査との比較)



(4) 男性が家庭・地域に参画するために必要なこと

◇ 「労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させること」が4割弱

問31. あなたは、今後、男性が、女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを選んでください。(Oktra ct で)



(5)女性と仕事のかかわり方

◇ 「子育ての期間は退職して育児に専念し、その後、再就職する」が5割弱

問32. あなたは、女性と仕事のかかわり方について、どのように思いますか。最も	望ましいと
思うものを選んでください。 (○は1つ)	n = 925
1. 結婚して子どもが生まれても、仕事を一生続ける	15.4%
2. 結婚するまでは仕事を続けるが、結婚したら退職する	5. 7
3. 結婚して子どもが生まれたら、退職する	9. 5
4. 子育ての期間は退職して育児に専念し、その後、再就職する	47. 1
5. 仕事には一生つかない	0.9
6. 上記のどれにもあてはまらない	17. 9
無回答	3. 5

最も望ましい女性と仕事のかかわり方を質問した。以下、回答を下記のように表記する。

【仕事継続型】 ・・・ 結婚して子どもが生まれても、仕事を一生続ける

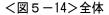
【結婚退職型】 ・・・ 結婚するまでは仕事を続けるが、結婚したら退職する

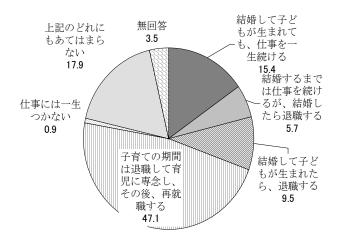
【出産退職型】 ・・・ 結婚して子どもが生まれたら、退職する

【中断再就職型】・・・ 子育ての期間は退職して育児に専念し、その後、再就職する

【専業主婦型】 ・・・ 仕事には一生つかない

【中断再就職型】が5割弱で最も多い。次いで、【仕事継続型】が2割弱である。(図5-14)

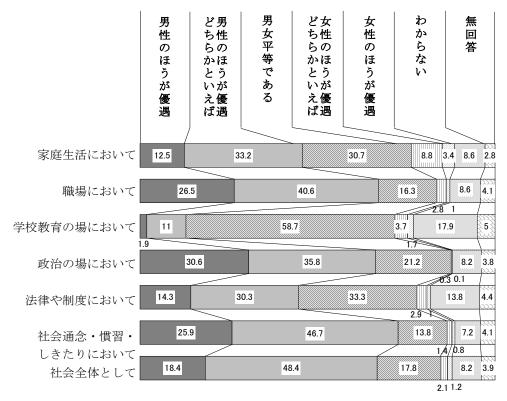




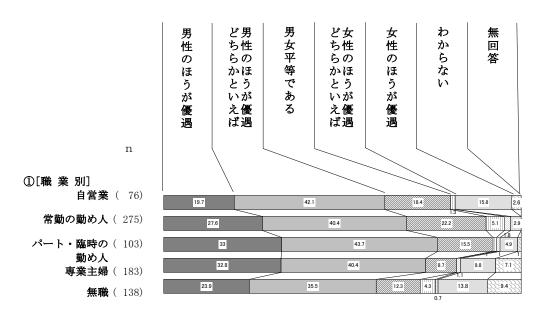
(6) 男女平等実現感

◇ 「男女平等である」の割合が最も多いのは【学校教育の場において】の6割弱

問33. あなたは、次にあげる分野において、男女平等が実現していると思いますか。それぞれについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。 (○はそれぞれ1 < n = 925 <図5-17>全体



<図5-20>職場の男女平等実現感(職業別)



練馬区次世代育成支援行動計画の体系

子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま

- I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します
 - 1 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実
 - 2 子育て家庭の交流の促進
 - 3 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり
 - 4 保育サービスの充実
 - 5 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実
 - 6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実
 - 7 子ども自らが考え、参画する機会の拡充
 - 8 経済的な支援
- Ⅱ 子どもと親の健康づくりを応援します
 - 1 健康診査等の充実
 - 2 健康相談の充実と育児不安の解消
 - 3 予防接種の推進
 - 4 小児(救急)医療・周産期医療の充実
 - 5 食を通じた子どもの健全育成
 - 6 思春期における保健対策の充実
- - 1 生きる力を育成する学校教育
 - 2 家庭教育への支援の充実
 - 3 地域の教育力の向上
 - 4 幼児教育の充実
- IV 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます
 - 1 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり
 - 2 安全・安心のまちづくり
- V 子育てと仕事の両立を応援します
 - 1 誰もが働きやすい就業環境の推進
 - 2 子育てと仕事の両立支援
- VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します
 - 1 児童虐待防止対策の充実
 - 2 ひとり親家庭の自立の支援
 - 3 障害児の健全な発達の支援
- VII 計画の着実な推進を図ります
 - 1 計画を推進する仕組みづくり

練馬区人材育成実施計画の体系(抜粋)

- I 人事・任用制度、賞罰制度(略)
- Ⅱ 研修制度

計画的な能力開発と研修効果の向上

- 17 能力開発シート方式の導入
- 18 人事考課と研修の統合プログラムの作成
- 19 研修効果の測定と向上
- 20 職員発案研修プログラムの導入
- 21 先進自治体・民間団体への派遣研修の実施
- 22 民間(企業・NPO等) や地域活動団体との交流研修の実施
- 23 研修メニューの多様化と充実

意欲・やる気を育てる研修

- 24 自己研さん助成制度の充実
- 25 区長との意見交換会の実施
- 26 各職場における研修の充実
- Ⅲ 情報化人材育成(略)
- IV 職場環境

区民と職員の満足度を向上させる明るい職場づくり

- 33 窓口サービス改善活動の推進
- 34 弾力的な職員体制の拡大
 - ・勤務時間シフト体制の導入
 - 一般職任期付職員採用制度の活用検討

職業生活と家庭生活の両立を踏まえた職場経営

- 35 練馬区職員子育て支援行動計画の策定
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づき特定事業主として計画を策定
- 34 (再掲) 弾力的な職員体制の拡大

昇任選考受験者の増加と昇任意欲のある職員の育成

- 1 異動方針、基準の明確化(I人事・任用制度、賞罰制度中の取組みの再掲)
- 5 総合的人事考課制度の導入(同上)
- 9 昇任選考の実施方法の見直し(同上)
- 36 自主研究グループ等への支援の充実

メンタルヘルス・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント対策

- 37 職員健康管理対策の充実
- 38 メンタル不調者対応の手引きの作成
- 39 職員に対する意識啓発の充実
 - ・研修対象者の拡大、研修カリキュラムの充実
- 4 希望降任制度の導入(I人事・任用制度、賞罰制度中の取組みの再掲)

練馬区職員子育て支援行動計画(次世代育成支援 特定事業主行動計画)の概要

- 1 職員の勤務環境に関すること
- (1) 妊娠中および出産後における配慮について

母性保護の観点から設けられた特別休暇や出産費用の給付等の支援などに関する各種制度について、職員が、いつでも必要な時に情報が得られるような環境を整えます。 また、職場としてそのような職員に対する配慮を心掛けます。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進について

男性職員が父親となる喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支えることができるよう、休暇取得の目標を設定して子どもの出生時における父親の休暇取得を促進します。また、職場では男性職員が子育てのために休暇を取得しやすくなる雰囲気づくりに心掛けます。

【目標】子どもの出生時における父親の5日以上の休暇の取得率を平成21年度までに50%以上にします。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等について

育児休業、部分休業(以下「育児休業等」という。)について男性職員の取得率が極めて低いことから、目標を定めて育児休業等の取得を促進します。そのためにも、固定的な性別役割分担意識を見直すための積極的な啓発を行います。

また、育児休業中の不安解消や育児休業からの円滑な職場復帰に対する支援を行います。

【目標】平成21年度までに男性職員の育児休業の取得率を15%以上とし、女性職員の育児休業については、現状を下回らないようにします。

(4) 超過勤務の縮減に向けて

常態的な超過勤務は、子育で中の職員にとって大きな負担となるものです。もちろん 子育でをしていない職員にとっても負担となるものですが、超過勤務が続くと身体の不 調を起こす原因となるなど、むしろ仕事の能率が下がることになりかねません。職員自 らが意識改革をするほか、職場として事務の簡素化、効率化などの取り組みを行い、超 過勤務の縮減に努めます。

(5)「年次有給休暇」および「子の看護のための休暇」の取得促進について

子育てをする職員が、子どもの病気等の際に年次有給休暇や子の看護のための休暇 (以下「年次有給休暇等」という。)を取得することに、抵抗を感じることのない職場 の雰囲気づくりに心掛けます。そのためにも、子の看護のための休暇についての認知度 を高めます。また、仕事と子育ての両立の観点から年次有給休暇を取得していない職員 や休暇取得が少ない職員に対して、年次有給休暇の取得を奨励します。

【目標】平成21年度までに職員一人あたりの平均年次有給休暇取得日数を、 16日以上にします。

2 その他の子育て支援対策に関すること

練馬区として既に進めている区立施設等における子育でバリアフリーをハード面に限らず、より来庁しやすい施設づくりを一層進めます。また、職員が地域における子ども・子育て支援活動に参加しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。

国際婦人年以降の男女共同参画社会の実現に向けての動き

年次	国連等	国内
1975年(昭和 50年)	 ・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 1)「婦人の平和と開発と平和への婦人の寄与に関する 1974 年のメキシコ宣言」採択 2) 1976~1985 年の 10 年間を「国連婦人の十年」と宣言 3)「世界行動計画」採択 	 ・衆参両議院本会議「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・「義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦保母等の育児休業に関する法律」成立(S51.4.1 施行) ・総理府に「婦人問題企画推進本部設置」および「婦人問題企画推進会議」設置・総理府婦人問題担当室発足
1976年 (昭和 51年)	・ILO 事務局に婦人労働問題担当室設置 ・第 26 回国連婦人の地位委員会開催	・「民法等の一部を改正する法律」成立 <離婚後における婚氏続称制度の新設 >(S51.6.5公布、施行)
1977年 (昭和 52年)		・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」 発表 ・「国立婦人教育会館」開館(埼玉県嵐山 町)
1978年 (昭和53年)	・第 27 回国連婦人の地位委員会開催	・総理府「婦人の現状と施策(国内行動 計画第1回報告書)」発表 ・婦人問題企画推進本部ニュース「えが りて」創刊(以降2003年まで隔月発行)
1979年 (昭和 54年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	・労働省「雇用平等問題調査研究会」設 置
1980年 (昭和55年)	・第 28 回国連婦人の地位委員会開催 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半 期行動プログラム」採択 「女性差別撤廃条約」署名式(S56.9.3 発 行)	・総理府「婦人の現状と施策(国内行動 計画第2回報告書)」発表 「女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約」署名
1981 年 (昭和 56 年)	・ILO 総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約 (156 号)」および「同勧告 (165 号)」 採択	・婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定 ・労働省「パートバンクの設置について」 発表 (S56.10.1 大阪、横浜に第1号設置)
1982年 (昭和 57年)	・第 29 回国連婦人の地位委員会開催	・労働省、都内初のパートバンクを渋谷 に設置 ・労働省「男女平等法制準備室」設置
1983年 (昭和 58年)		・総理府「婦人の現状と施策(国内行動計画第3回報告書)」発表 ・内閣総理大臣、閣議において審議会等への婦人登用促進を発言

年次	東京都	練馬区
1975年(昭和50年)	・国際婦人年婦人のつどい「これからの男女 平等を考える」開催 ・東京都議会「婦人の社会的地位向上に関す る決議」採択	
1976年 (昭和51年)	・「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方」提言 ・婦人問題総合窓口の開設 (婦人計画)	
1977年 (昭和 52年)	・東京都婦人相談センター(かけこみ寺)発 足 ・東京都婦人問題会議の設置	・企画課に連絡窓口を設置
1978年 (昭和53年)	・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979年 (昭和 54年)	・東京都婦人情報センター発足 ・広報紙「東京の女性」創刊(以降 1988 年ま で発行)	
1980年 (昭和 55年)	・「職場における男女平等差別苦情処理委員会」設置 ・都議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関す条約の早期批准に関する意見書」内閣総理大臣に提出	・「練馬区婦人問題連絡協議会」設置
1981年 (昭和 56年)	•「東京都婦人問題協議会」発足	・「区民活動課婦人問題担当主査」設置 ・「婦人の生活実態と意識調査」実施
1982年 (昭和 57年)	・東京都婦人問題協議会報告「『国連婦人の 10年』後半期における東京都婦人関係施策 のあり方について」	・婦人問題懇談会設置 ・練馬区婦人ニュース創刊(以降年2回 発行) ・講演会開催「女の人生80年、いかに生 きるか」
1983 年 (昭和 58 年)	・「婦人問題解決のための新東京都行動計画: 男女の平等と共同参加への東京プラン」策定	

年次	国連等	国内
1984年 (昭和 59年)	・第 30 回国連婦人の地位委員会開催	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」成立<父母両系主義等>(S60.1.1 施行)
1985 年 (昭和 60 年)	・ILO 総会「雇用における男女の均等な機会 及び待遇に関する決議」採択 ・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナ イロビ) 「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上 のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略) の採択	・「国民年金法等の一部を改正する法律」 成立<婦人の年金権の確立>(S61.4.1 施行) ・雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保を促進するための労働 省関係法律の整備等に関する法律」(男 女雇用機会均等法)成立(S61.4.1施行) ・「女子差別撤廃条約」批准(S61.6.25) ・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及 び派遣労働者の就業条件等の整備に関 する法律」(労働者派遣法)成立 (S61.7.1施行)
1986年 (昭和61年)	・第 31 回国連婦人の地位委員会開催	・「(財) 女性職業財団」設立 (H5.4.1,(財)21 世紀職業財団に名称変 更) ・婦人問題企画推進有識者会議発足
1987年 (昭和 62年)	・国連婦人の地位委員会 1987 年会合 (特別会期) 開催	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計 画」策定(総理府)
1988 年 (昭和 63 年)	・第 32 回国連婦人の地位委員会開催	・男女雇用機会均等法施行規則及び女子 労働基準規則一部改正
1989 年 (平成元年)	・第 33 回国連婦人の地位委員会開催	・「婦人の現状と施策-新国内行動計画に関する報告書」(第1回)発表(総理府)・「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」の制定
1990年 (平成2年)	・第34回国連婦人の地位委員会開催 ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に 関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結 論」採択	

年次	東京都	練馬区
1984年 (昭和59年)	・婦人情報センター飯田橋セントラルプラザ へ移転	・婦人問題懇談会提言「婦人行動計画策 定にあたっての基本的な考え方と施策 の方向について」 ・練馬区婦人関係施策推進会議設置(練 馬区婦人問題連絡協議会廃止)
1985 年 (昭和 60 年)	 ・東京都婦人問題協議会報告「男女平等都政のすすめ方-男女平等の社会的風土づくり」 ・「国連婦人の十年」最終年記念都民会議開催 	・「練馬区婦人行動計画」策定 ・練馬区婦人問題懇談会提言「(仮称)練 馬区立婦人会館の建設・管理運営について」
1986年 (昭和61年)		・「国連婦人の十年」最終年記念シンポジウム「家族の中の女性」開催
1987年 (昭和 62年)	・東京都婦人問題協議会報告「男女平等都政 のすすめ方-21 世紀へ向けての新たな展 開」	・「練馬区立婦人会館」開館 ・婦人会館記念シンポジウム開催「続・ 家族の中の女性」
1988年 (昭和63年)	・東京都婦人問題協議会報告「東京ウィメン ズプラザ(仮称)基本構想」	・「婦人会館運営委員会」設置 ・「中高年女性の生活実態と意識に関する 調査」実施
1989 年 (平成元年)	・東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして-その課題と基本的考え方」	・「婦人問題意識調査」、「働く女性に関する調査」実施 ・「平成元年度東京都女性海外視察団(キューバ・ブラジル)」に区民派遣
1990年 (平成2年)	・東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」	・婦人問題懇談会提言「第2次婦人行動計画についての基本的な考え方と施策の方向について」 ・「婦人問題懇談会」を「女性問題懇談会」に名称変更 ・「練馬区婦人関係施策推進会議」を「練馬区女性関係施策推進会議」に名称変更

年次	国連等	国内
1991 年 (平成 3 年)	第 35 回国連婦人の地位委員会開催	・「育児休業に関する法律」成立(H4.4.1 施行) ・婦人問題企画推進本部開催「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次 改定)」策定(総理府)
1992年 (平成4年)	・第 36 回国連婦人の地位委員会開催	・「介護休業制度等に関するガイドライン」策定(労働省) ・「婚姻及び離婚に関する見直し審議に関する中間報告(論点整)」発表(法務省) ・初の婦人問題担当大臣設置 ・「女性の現状と施策-新国内行動計画に 関する報告書」(第2回)発表(以降毎年刊行)
1993年 (平成5年)	・第 37 回国連婦人の地委員会開催 ・第 48 回国連総会「女性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択	・中学校技術・家庭科男女共修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立 (平5.12.1施行) ・「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用 管理の改善等のための措置に関する指 針」施行
1994年 (平成6年)	・第 38 回国連婦人の地位委員会開催 ・ILO 総会「パートタイム労働に関する条約」 採択 ・国際人口・開発会議開催(カイロ) ・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平 洋大臣会議開催(ジャカルタ) (第 4 回世界女性会議に係わる ESCAP 準備会 合)	・「雇用保険法の一部を改正する法律」成立(育児休業給付制度創設) (平7.4.1 施行) ・男女共同参画室、男女共同参画審議会設置(総理府) ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表(法務省) ・男女共同参画推進本部発足 ・第4回世界女性会議に向けての日本国政府ナショナル・リポートを国連に提出
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)開催 「平和、開発、平等のための行動綱領」採 択	・介護休業制度等の法的整備等を盛り込んだ「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案」国会に提出・IL0156 号条約批准

年次	東京都	練馬区
1991 年 (平成3年)	・「女性問題解決のための東京都行動計画 - 21 世紀へ 男女平等推進東京プラン」策定 ・東京都男女平等推進会議設置	・「練馬区女性行動計画(改定)」策定 ・女性課設置・組織名称改正(婦人会館を女性センターに、婦人問題主査を女性施策主査に変更) ・「婦人ニュース」の名称をを「女性ニュース」に変更 ・「国際お茶の間ミーティング」開催(以降平成10年まで毎年開催) ・「'91 女性フォーラム」開催(以降毎年開催)
1992年 (平成4年)	・組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・東京女性白書'92「東京都行動計画 10 年の 歩みと今後の展望」発行(以降 1997 年まで毎 年発行) ・「東京ウィメンズプラザ基本計画」を発表 ・財団法人東京女性財団設立	・「20 歳のあなたへ」発行(以降平成 14 年まで毎年発行) ・区民意識意向調査「女性の生活実態と 意識意向」実施(区民相談課) ・「女性の海外派遣」区民6人をオースト ラリアに派遣
1993年 (平成5年)	・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社 会風土づくり-21世紀への旅立ちー」	・「女性の海外派遣」区民女性6人を中国 に派遣
1994年 (平成6年)		・'94 ねりま女性フォーラム・シンポジ ウム方式で開催(家族スタイル きの う、きょう、あした)
1995年 (平成7年)	・東京都女性問題協議会「都政における男女 平等施策の新たな展開に向けてーエンパワーメント・アプローチ」報告 ・「東京ウィメンズプラザ」開設	・女性問題懇談会提言「練馬区第3次女性行動計画についての基本的な考え方と施策の方向について」 ・区民親善訪問団「北京訪問・第4回世界女性会議 NGO フォーラム参加」報告会開催

年次	国連等	国内
1996年 (平成8年)		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1997年 (平成9年)		・「男女共同参画審議会設置法」制定 ・男女共同参画審議会設置(法律)
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法について」 ・女性 2000 年会議日本委員会設置
1999 年 (平成 11 年)	・EPCAP ハイレベル政府間会議(於:バンコク)(女性 2000 年会議に係る ESCAP 地域準備会合)	・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ・「男女共同参画社会基本法」制定 ・改正男女雇用機会均等法、改正労働基 準法、改正育児・介護休業法の施行 (H11.4.1 施行) ・「パートタイム労働指針」改正(H11.4.1 適用)
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(於:ニューヨーク)	・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」 ・「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画会設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律」(配偶者暴力防止法) 施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策 の方針について」 ・男女共同参画推進本部決定「女性に対 する暴力をなくす運動について」

年次	東京都	練馬区
1996年 (平成8年)	・「女性に対する暴力に関する検討委員会」設置	・「練馬区第3次女性行動計画」策定 ・区民意識意向調査「女性の現状と男女平等意識意向」実施(区民相談課)・練馬女性センター開館10周年記念誌の発行、記念講演会の実施・「女性ニュース」の名称を「MOVE」に変更
1997年 (平成9年)	・東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」	・「20 才のあなたへ」の名称を「若いひと へのメッセージ」に変更 ・「ねりま女性フォーラム」名称を「ねり まフォーラム―男女共同参画社会をめ ざして」に変更
1998年 (平成 10年)	・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 ・「女性に対する暴力」調査報告東京都女性問題協議会「東京都男女平等推進基本条例(仮称)検討骨子」発表	・「ねりまフォーラム」を公募区民による 実行委員会により開催(以降毎年)
1999 年 (平成 11 年)	・東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的考え方について」 ・「東京都男女平等参画基本条例」公布(H12.4.1 施行) ・「東京女性白書」を「東京都男女平等参画白書」に変更	・組織改正により女性課の所属部が生活文化部から総務部に変更
2000年 (平成12年)	・「東京都男女平等参画審議会」発足・東京都男女平等参画審議会中間まとめ「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的な考え方」・「東京都男女平等参画白書」を「東京の男女平等参画データ」に変更(以降毎年発行)	・練馬区女性問題懇談会提言「練馬区男女共同参画計画(仮称)策定に向けて」 ・「練馬区女性関係施策推進会議」を「男女共同参画施策推進会議」に名称変更 ・区民意識意向調査「男女共同参画に関する意識と実態」実施(区民相談課)
2001年 (平成13年)	・東京ウィメンズプラザの運営が、財団法人 東京都女性財団委託から東京都直営に変更	・「男女共同参画に関する練馬区職員の意 識調査」実施 ・「練馬区男女共同参画計画」策定

年次	国連等	国内
2002年 (平成 14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法の円滑な施行について」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状 況報告審議
2004年 (平成 16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家 公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」 策定
2005年 (平成17年)	・北京+ 10(第49回国連婦人の地位委員会)	・男女共同参画会議決定「男女共同参画 基本計画改定に当たっての基本的な考え 方」 ・男女共同参画基本計画(第 2 次)を策 定
2006年 (平成18年)		

年次	東京都	練馬区
2002年 (平成 14年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート 2002」策定 ・財団法人東京都女性財団解散	・組織改正により、総務部女性課女性施 策主査を総務部人権・男女共同参画課 男女共同参画主査に変更 ・「練馬区女性問題懇談会」を「練馬区男 女共同参画推進懇談会」に名称変更 ・「練馬区女性の労働実態調査」実施
2003年 (平成15年)		・新成人用「若い人へのメッセージ」を 廃止し、小学生用「みんなにエール・ パートⅡ」を発行
2004年 (平成 16年)	・東京都および都立学校で、「ジェンダー・フリー」という用語を使用しない旨の通知 ・都立学校長あて「『ジェンダー・フリー』にかかわる配慮事項について(通知)」	・区民意識意向調査「男女共同参画社会」 実施(広聴広報課)
2005年 (平成17年)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」中間のまとめ	・練馬区男女共同参画推進懇談会提言「練 馬区男女共同参画計画改定に向けて」
2006年 (平成 18年)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「第2次男女共同参画計画」策定